



不用品を買い取ると言ったのに、 貴金属を買い取られた!!



消費者庁
イラスト集より



おばあちゃん

リサイクル業者から「不用品を買い取る」という電話がきたんだ。ちょうど不要になった履物や着物、皿など処分したい物があるんだけど、業者が訪問してきたら、何、注意すつと良いんだ？ケロちゃん。



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

自宅で物品を買い取ってもらう「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられているケロ！特に高齢者からの相談が多いケロ！不要な勧誘はきっぱり断り、売るつもりのない貴金属やブランド品などは、安易に見せないように注意してケロ！

◎訪問購入には、消費者を守るためのルールや制度が定められています

訪問購入心得

- 一、いきなり訪問してきた購入業者には対応しない
突然訪問して勧誘することは禁止されています。
- 一、事前¹に買取りを承諾した物品以外売らない
売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付を求めてください。
- 一、売却後、8日間は物品を引き渡さない
書面交付から8日間は物品の引き渡しを拒むことができます。
- 一、むやみに貴金属を見せない、触らせない
- 一、おどされたり、帰ってくれない等があったら、警察へ

困った時はすぐにお近くの消費生活相談窓口、または、
『消費者ホットライン188（いやや）番』に相談してください。

消費者トラブルFAQサイトが開設されました！

国民生活センターでは、「消費者トラブルFAQサイト」を開設しました。これは、消費者トラブルにあわれた方にFAQ（よくある質問）形式でトラブル解決を支援する情報を提供するとともに、相談窓口等を案内するものです。

《パソコンの場合はこちらから》

国民生活センター 検索

独立行政法人 国民生活センター
NATIONAL CONSUMER AFFAIRS CENTER OF JAPAN

採用情報 English サイトマップ

注目情報 相談事例 相談・紛争解決情報受付 研修・相談員資格研修施設 ライブラリ 当センターについて

ご注意ください

注意喚起 自転車と特定小型原動機付自転車専用が努力義務化された乗車用ヘルメット - 安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子どもの着用について

ADR 国民生活センター-ADRの実施状況と結果概要について (令和5年度第1回)

注意喚起 花火による子どものやけどに注意しましょう-3歳以下の子どもの事故が多く発生、着衣に着火した事例も-

注意喚起 吹き出し口が歪けたヘアドライヤー (相談解決のためのテストからNo.177)

消費者トラブルFAQ

高齢者・障がい者を守る情報

子どもの安全を守る情報

若者の消費者トラブル

(国民生活センターホームページより)

FAQサイトの特徴

- いつでも
- どこからでも
- 自分で解決法が調べられる



忙しい私にピッタリ♪

《スマートフォンの場合はこちらから》



←こちらの二次元コードを読み取ってアクセス



ケロちゃんの「エシカルミニ講座」

暑い夏を快適に

～お家でできる暑さ対策いろいろ～

《エアコン編》

- ・こまめなフィルター清掃で効き目アップ
- ・一つの部屋に集まって、エアコン稼働も1台に
- ・ドアや窓をしっかりと閉めて、冷やした空気を逃がさない
- ・扇風機などを使って部屋の空気を循環させる
- ・室外機に屋根をつけて直射日光を避ける



お部屋が暑いよ...

対策してみよう！
省エネにもなるよ！



おたまちゃん

《ほかにもいろいろ編》

- ・白熱電球をLED電球に交換する
- ・夏野菜や果物、かき氷などを食べる
- ・グリーンカーテンでお部屋を木陰に
- ・外出前はカーテンを閉めて遮熱する
- ・うちわや扇子、氷のうなどを活用する
- ・使わない家電の電源はOFFにする



8月・9月の消費生活法律相談日

8月9日(水)14:30～16:30
9月6日(水)14:30～16:30

弁護士が無料でアドバイスします。
事前予約が必要です。

山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

消費者ホットライン188番も
ご利用ください

ホームページはこちらから→

